

「おおいたマルシェ(第17回)」企画・運営・設営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

「おおいたマルシェ(第17回)」の開催に係る企画・運営・設営等の業務契約を締結するにあたり、次のとおり企画提案書の公募を行う。

2 事業目的

大分市で育まれた「おおいたの食」と農林水産物の「地産地消」、木材への親しみを深める「木育」をテーマとしたイベント「おおいたマルシェ」を開催することで、市民をはじめとする来場者に、それら製品の情報発信と地産地消の啓発及び木材の利用促進を図る。

3 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

地産地消の啓発・木材の利用促進を目的としたイベントの企画運営であり、事業効果は受託者の企画力、実施体制、地域資源に対する理解及び関係者との調整能力に大きく左右される。

このため、価格のみの競争による事業者選定は適当でなく、提案内容を総合的に評価する必要があることから、プロポーザル方式により受託候補者を特定するものとする。

4 事業概要

(1)業務名

「おおいたマルシェ(第17回)」企画・運営・設営業務

(2)業務内容

別紙「「おおいたマルシェ(第17回)」企画・運営・設営業務委託仕様書」のとおり

(3)契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4)契約期間

契約締結の日から令和8年11月30日(月)まで

(5)提案上限額

13,398千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

5 参加資格要件

次に掲げるすべての要件を満たしている者であること。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2)本プロポーザルに参加できる者(以下「提案者」という。)は、大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱(昭和56年大分市告示第258号)による大分類:役務の提供等、小分類:01 広告・宣伝に関する入札参加資格の認定を受けている、本事業を行うための事業所を有する者又は契約締結日までに開設する見込みがある者であること。

(3)本委託業務に類似する業務実績があること。

(4)公表日から契約締結日までの間のいずれの日においても大分市の契約に係る指名停止等の措置の関する要領(平成21年大分市告示第553号)に基づく指名停止期間中でないこと。

- (5)公表日から契約締結日までの間のいずれの日においても大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成24年大分市告示第377号)に基づく排除措置期間中でないこと。
- (6)提案書提出日以前3月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (7)破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く)でないこと。

6 選定方法

- (1)受託候補者は、「おおいたマルシェ(第17回)」企画・運営・設営業務受託者選定要領に基づき、おおいたマルシェ実行委員会委員長が選定する。
- (2)選定は、以下の評価項目に基づき、プレゼンテーション・ヒアリング審査により行う。

評価項目	配点(審査員1人当たり)
1. 企画提案	20点
2. 飲食店舗の選定	20点
3. 木育エリアの内容	20点
4. 催物・広報	20点
5. 実効性	10点
6. 業務体制・全体スケジュール	10点
7. 事業実績	10点
8. 委託価格(見積価格)	10点
合計	120点

- (3)審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (4)評価点の合計が同点の場合は、審査員の多数決により選定する。
- (5)選定結果は提案者すべてに通知する。
- (6)提案者が1者であっても本プロポーザルは実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該提案者と契約を締結する。
- (7)審査は非公開とする。また、審査結果および審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けないものとする。

7 参加手続き等

プロポーザルの参加手続きは以下のとおりとする。

(1)担当部局

- ① 名称 おおいたマルシェ実行委員会事務局(大分市農政課内)
- ② 所在地 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
- ③ 連絡先 TEL:097-537-7025(直通) FAX:097-534-6176
E-mail:nosei3@city.oita.oita.jp

(2)仕様書等の交付

- ① 交付期間 公表日から令和8年6月29日(月)まで
- ② 交付場所 7(1)に同じ
- ③ 交付方法 交付場所で直接受け取り、若しくは「大分市ホームページ」よりダウンロードすること。
ホームページアドレス <https://www.city.oita.oita.jp/>
※交付場所での交付時間は8時30分～17時15分(土日、祝日を除く。)

(3)質問書の受付及び回答

- ① 質問書提出期限 公表日から令和8年6月23日(火)17時15分まで
- ② 受付場所 7(1)に同じ
- ③ 受付方法 質問書(様式第2号)に質問事項を記載し、電子メール若しくはファクスにて提出し、その後担当部局まで送信した旨の電話連絡をすること。
- ④ 回答方法 令和8年6月26日(金)までに、質問内容とあわせて、質問者名等を伏せて市ホームページ上で行う。

(4)参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和8年6月29日(月)17時15分(必着)
- ② 提出場所 7(1)に同じ
- ③ 提出方法 直接持参又は郵送(書留郵便に限る)
※持参の場合は8時30分～17時15分(土日、祝日を除く。)
- ④ 提出書類 参加表明書(様式第1号)正本1部

(5)企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和8年7月9日(木)17時15分(必着)
- ② 提出場所 7(1)に同じ
- ③ 提出方法 直接持参又は郵送(書留郵便に限る)
※持参の場合は8時30分～17時15分(土日、祝日を除く。)
- ④ 提出書類及び部数
 - ア. 企画提案書 (任意様式)
 - イ. 事業実績書 (別紙1)
 - ウ. 業務実施体制及び予定業務担当者経歴 (別紙2)
 - エ. 全体スケジュール (任意様式)
 - オ. 見積内訳書 (任意様式)※各正本1部、副本6部

(6) 提案の辞退について

提案を辞退する場合は、その旨を文書に記載して提出すること。なお、書式は自由であるが、会社名及び代表者名を記載すること。

- ① 提出期限 令和8年7月9日(木) 17時15分まで
- ② 提出場所 7(1)に同じ
- ③ 提出方法 直接持参又は郵送(書留郵便に限る)

※持参の場合は8時30分～17時15分(土日、祝日を除く。)

(7)プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

提案について、以下のとおり「プレゼンテーション・ヒアリング審査」を実施し、受託候補者を選定する。

① 実施日時 令和8年7月16日(木)(予定)

※詳細な時間・場所については、後日、別途通知

② 実施時間 1提案者につき30分程度 プレゼンテーション 20分程度
ヒアリング 10分程度

※ただし、提案者数により変更することがある

③ 出席者 1提案者につき3名まで(業務責任者となる予定の者は必ず出席すること)

④ 留意事項 プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、担当部局から要請のあったものについてはこの限りではない。

また、パソコンを使用する場合は、提案者で準備することとし、企画提案書等の提出時まで申し出ること。なお、プロジェクター(EPSON:EB-1785W)やスクリーンについては、担当部局で用意することも可能なため、申し出の際に確認することとする。

(8)選定結果の通知・公表

提案に対する採否は、選定の後、全提案者へ郵送にて通知する。

併せて市ホームページにおいて、受託候補者名を公表する。

令和8年7月17日(金)予定

(9)契約にあたっての注意事項

① 原則

サービス水準に関する事項、支払い等に関する事項、契約の変更・解除に関する事項等、契約にあたっての重要な事項については、地方自治法、同施行令及び規則に定めるところとし、その詳細は契約時に定める。

② 提案書との関係

本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、採用された企画提案書等に記載されている事項は、契約時の仕様の原型となるものであるが、すべての提案事項について契約を保証するものではなく、おいたマルシェ実行委員会(以下「実行委員会」という。)と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

8 提案書等作成要領についての留意事項

次に掲げる留意事項を遵守し、企画提案書等を作成すること。

(1)作成及び提出に要する各種費用は、提案者の負担とする。

(2)できる限り専門的知識を有しない者でも理解できるような分かりやすい表現とすること。

- (3)企画提案書は、A4版の両面印刷を原則とする。
- (4)基本的に定量的に把握可能なものについては、可能な限りその数量を明記し、それが困難なものについては、文書で簡潔に記載すること。
- (5)仕様書に示す内容は主要事項であり、明記していない事項についても、当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして作成すること。
- (6)提出期限までに提出されない場合は、提案辞退とみなす。
- (7)虚偽の記載をした場合は、提出された提案書を無効とする。
- (8)実行委員会の依頼又は合意があった場合を除き、提出後の追加、修正、削除等の差替え及び再提出はできない。
- (9)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等、法令の規定に抵触する行為を行わないこと。
- (10)提出された企画提案書等については、返却しない。
- (11)提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (12)企画提案書等の提出書類の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、大分市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、第三者に開示できるものとする。
- (13)本業務の成果品に関する著作権、利用権(開示権含む)その他の権利は、すべて実行委員会に帰属する。(受託者が本委託業務前に著作権を既に持つものは除く)

9 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2)本実施要領に違反した場合
- (3)公正を欠いた行為があったとして審査会が認めた場合
- (4)提出書類に不備、錯誤があり、担当部局が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5)正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6)公表日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

10 受託候補者の欠格事由

受託候補者が、参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、受託候補の決定を取り消すものとする。

なお、その場合は、次点の受託候補者と協議を行うものとする。

11 契約の締結

本業務に係る仕様を確定させた上で、改めて見積書を徴取し、内容を精査の上、随意契約により委託契約を締結するものとする。

12 契約の一部再委託

本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、実行委員会と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

13 留意事項

- (1)1者1提案とし、複数提案を禁止する。
- (2)手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3)本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については実行委員会が定める。

14 遵守事項について

次に掲げることを遵守するとともに、瑕疵なく業務の遂行を図ること。

- (1)「個人情報保護法」等に関する法規を遵守すること
- (2)「大分市暴力団排除条例」を遵守すること
- (3)その他本業務にあたって関係する法令を遵守すること

15 受託者選定までのスケジュール

項目	日時
公表	令和8年6月4日(木)
仕様書等の交付期限	令和8年6月29日(月)
質問書の受付期限	令和8年6月23日(火)
質問書の回答期限	令和8年6月26日(金)
参加表明書の受付期限	令和8年6月29日(月)
提案書等の受付期限	令和8年7月9日(木)
プレゼンテーション・ ヒアリングの審査実施	令和8年7月16日(木)予定
選定結果の通知	令和8年7月17日(金)予定
本契約締結	令和8年7月23日(木)予定

16 提案に関する窓口

おおいたマルシェ実行委員会事務局（大分市農政課内）

担当:中野・玉衛

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL:097-537-7025 FAX:097-534-6176

Eメール:nosei3@city.oita.oita.jp